

特別目的事業体の連結に関する一考察

山 地 範 明

要 旨

特別目的事業体（SPE）の連結に関する国際会計基準、米国会計基準、日本基準は国際的に統一されていない。本稿では、SPEの連結に関する日本基準はいかにあるべきかについて検討した。国際的な会計基準は、リスク・経済価値の概念を取り入れた連結基準であるが、日本基準はパワーの要素を中心とした連結基準である。SPEの連結を考慮すれば、連結範囲に関する日本基準には、リスク・経済価値の概念を取り入れる必要がある。

キーワード：特別目的事業体（special purpose entities）、変動持分事業体（variable interest entities）、組成された企業（structured entities）、リスク・経済価値（risks and rewards）、主たる受益者（primary beneficiary）

I はじめに

本来連結すべき特別目的事業体（Special Purpose Entities、以下SPEと略す）¹⁾を意図的に連結の範囲から除外し、多額の負債や損失をオフバランス処理し、SPEがオフバランス金融（off-balance-sheet financing）の手段として利用されることがある。

1) SPEは、米国会計基準では変動持分事業体（variable interest entities）、国際会計基準では組成された企業（structured entities）、日本基準では特別目的会社と呼ばれている。

資産の流動化（証券化）は、金銭債権、有価証券、不動産等の資産を SPE に譲渡し、SPE がこれを担保に証券を投資家に発行することなどによって行われる。この場合、資産を譲り受け、当該資産を担保に証券を発行する SPE が、資産を譲渡する企業（オリジネーター）の連結範囲に含まれない場合、SPE の資産および負債は、資産を譲渡する企業の連結財務諸表から除外されることになる。

したがって、SPE の連結基準は重要な論点であるが、SPE の連結に関する国際会計基準、米国会計基準、日本基準は国際的に統一されていない。本稿では、SPE の連結に関する日本基準はいかにあるべきかについて検討する。

II 特別目的事業体の連結基準

(1) 米国会計基準

従来米国では、議決権を伴う一般的な企業の連結の範囲は、1959年9月に公表された会計研究公報（ARB）第51号「連結財務諸表」（AICPA, 1959）および1987年10月に公表された財務会計基準書（SFAS）第94号「すべての過半数所有子会社の連結」（FASB, 1987）において規定され、持株基準が採用されていた。

この持株基準は、FASB 会計基準更新書（Accounting Standards Codification: ASC）第2018-17号の Topic 810「連結」においても踏襲されており、支配的財務持分（controlling financial interest）を有するための通常の場合は、発行済議決権株式の50%超を直接または間接に所有することである（810-10-15-8）とされている。

2001年に発覚したエンロン事件前には、SPE の連結に関する明確な基準はなく、多くの場合 SPE は連結から除外され不正の温床になっていた。なぜならば、SPE では、議決権がない場合や、事前の契約や取決めによって議決権の行使が制限されている場合があり、議決権の過半数所有による支配は存在しないからである。ところが、エンロン社の破綻を契機として、SPE

の連結が問題となり、SPEの連結にあたっては議決権の所有によらない支配概念を適用する必要が生じたのである²⁾。

SPEの連結の範囲について、かつては適格SPE(Qualifying SPE, 以下QSPE³⁾と略す)とその他のSPEで別々に規定され、QSPEの場合には、譲渡人は当該QSPEを連結する必要はなかった。

その他のSPEの連結については、2003年1月に公表された解釈指針書(FIN)第46号「変動持分事業体の連結」(FASB, 2003a)と2003年12月に公表されたFIN第46号(R)「変動持分事業体の連結」(FASB, 2003b)において、変動持分事業体(Variable Interest Entities, 以下VIEと略す)の連結として、ARB第51号において規定されている「支配的財務持分」の解釈が補足された。また、2009年6月にSFAS第167号「FIN第46号(R)の改訂」(FASB 2009b)が公表され、VIEの定義が修正されるとともに、VIEに対する支配の判定に当たっては、量的規準よりも質的規準がより重視され、2009年6月に公表されたSFAS第166号「金融資産の譲渡に関する会計処理(SFAS第140号の改訂)」(FASB, 2009a)によりQSPEの概念が廃止されたため、追加情報の開示が要求された。VIEの連結は、リスク・経済価値に基づいて決定されてきたが、この考え方は、FASB会計基準更新書第2018-17号のTopic 810「連結」においても踏襲されている。

Topic 810「連結」によれば、単独または関連当事者および事実上の代理人とあわせて変動持分(variable interest)の過半数を有する者が主たる受益者(primary beneficiary)であり、主たる受益者が当該VIEを連結しなければならない。ここで、変動持分とは、VIEの期待損失の一部を負担するまたは期待残余利益の一部を享受する投資またはその他の持分をいい(810-10-20)、VIEとは、次のいずれかの条件を計画的に満たす事業体をいう(810-

2) 山地(2014)、p. 143。

3) QSPEとは、金融資産の譲渡人が、SFAS第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」(FASB 2000)の第35項の要件(①譲渡人とは明らかに別個のものであること、②事業活動が制限されていること、③資産の所有が制限されていること等の要件)のすべてを満たす企業である。

10-15-14)。

- ① リスクのある持分投資が、他者からの劣後する追加的財務援助なしには、その事業体が活動するために必要な資金調達を行うのに十分ではないこと
- ② リスクのある持分投資の保有者グループが、支配的財務持分に関する次の3つの特徴のいずれかを欠いていること
 - (a) 議決権または同様の権利の行使により、その事業体の経済的業績に最も重要な影響を及ぼす活動を指図するパワー
 - (b) その事業体の期待損失を負担する義務
 - (c) その事業体の期待残余利益を享受する権利
- ③ 持分投資の保有者グループが、次の2つの条件を満たす場合、上記②(a)の特徴を欠いているとみなされる
 - (a) ある投資者の議決権が、その事業体の期待損失を負担する義務、期待残余利益を享受する権利、またはその双方と比例していない
 - (b) その事業体の実質的にすべての活動が、ほとんど議決権を有さない投資者のために行われている。

変動持分を有する報告企業または VIE の支配的財務持分を有する報告企業は、次の2つの特徴を有する (810-10-05-8A) ので、主たる受益者となる。

- ① VIE の経済的業績に最も重要な影響を与える VIE の活動を指図するパワー
- ② VIE にとって潜在的に重要となりうる VIE の損失を負担する義務、または VIE にとって潜在的に重要となりうる VIE からの便益を享受する権利

(2) 国際会計基準

国際会計基準審議会 (IASB) は、事業を営む一般的な企業の連結基準であった国際会計基準 (IAS) 第27号「連結及び個別財務諸表」におけるアプ

ローチ（支配企業モデル）と SPE の連結基準であった解釈指針（SIC）第12号「連結－特別目的事業体」におけるアプローチ（リスク・経済価値モデル）の矛盾を解消し、単一の連結基準を適用することにより双方の整合性を図るため、2011年5月に国際財務報告基準（IFRS）第10号「連結財務諸表」（IASB, 2011）を公表した。

国際会計基準では、SPE は組成された企業（structured entities）と呼ばれている。組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）（IFRS 第12号 B21 項（IFRS 財団編 2020、A675 頁））。

IFRS 第10号では、組成された企業を含めすべての事業体は、①パワー⁴⁾、②リターン⁵⁾、③パワーとリターンの関連という3つの要素に基づいて支配が定義されており、連結財務諸表に含める事業体が決定される（IFRS 第10号 5-18項（IFRS 財団編 2020、A547-A552 頁））。

支配の判定を行うにあたり、①投資先の目的および設計、②関連性のある活動は何か、および当該活動に関する意思決定がどのように行われるか、③投資者の権利が、当該活動を指図する現在の能力を投資者に与えているかどうか、④投資者が、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているかどうか、⑤投資者が、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有し

4) パワーは権利から生じ（IFRS 第10号11項）、権利には、投資先の議決権（または潜在的議決権）、投資先の経営幹部のメンバーの選任、職務変更または解任を行う権利、経営管理契約で特定された意思決定権などが含まれる（IFRS 第10号 B15 項（IFRS 財団編 2020、A566-A567 頁））。

5) リターンには、配当、投資先からのその他の経済的便益の分配、投資先の資産または負債のサービス業務の報酬、信用または流動性の供与による報酬および損失エクスポージャー、当該投資先の清算時の投資先の資産および負債に対する残余持分、税務上の便益、および投資先への関与により投資者が有する将来の流動性に対するアクセス、他の持分保有者には利用できないリターンなどが含まれる（IFRS 第10号 B57 項（IFRS 財団編 2020、A579 頁））。

ているかどうか、という5つの要因の考慮が役立つ可能性があるとしている（IFRS第10号B3項（IFRS財団編2020、A563頁））。

組成された企業は、①制限された活動、②狭く十分に明確化された目的（例えば、税務上有利なリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資金源の提供、または、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など）、③組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、④信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達、といった特徴または属性の一部または全部を有していることが多い（IFRS第12号B22項（IFRS財団編2020、A675頁））。

組成された企業とみなされる企業の例には、①証券化ビークル、②資産担保金融、③一部の投資ファンドなどがある（IFRS第12号B23項（IFRS財団編2020、A675-A676頁））。

親会社はすべての子会社を連結しなければならないが、親会社が投資企業の場合は、子会社を連結してはならず、投資企業は、子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない（IFRS第10号31項（IFRS財団編2020、A557頁））。

(3) 日本基準

日本基準には特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定するとされている

(企業会計基準第22号 7-2 項)。

この規定は、米国会計基準にあった QSPE の規定と同様のものであるが、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分から得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払を行う業務）およびその附帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当であることから設けられたものと考えられる⁶⁾。

一定の要件を満たす特別目的会社については上記のような例外規定があるが、この要件を満たさない特別目的会社についての明確な連結基準はない。また、投資事業組合の場合は、「議決権」に代えて、「業務執行の権限」の有無により連結の範囲に含めるかどうかを判断する（実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」）。

ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、または銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、一定の要件をすべて満たすような場合（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く）には、子会社に該当しない（企業会計基準適用指針第22号16項(4)）。

6) 企業会計基準委員会（2009）、40項。

Ⅲ 特別目的事業体の連結基準の国際比較

IASB と FASB が2008年に公表した討議資料「報告企業」によれば、グループ報告企業の構成を決定する基準として、①支配企業モデル (controlling entity model)、②共通支配モデル (common control model)、③リスク・経済価値モデル (risks and rewards model) という3つの考え方がある (IASB/FASB, 2008a, par. 63)。このうち、特別目的事業体の連結を考えるにあたっては、①支配企業モデルと③リスク・経済価値モデルの適用が考えられる。支配企業モデルは、支配概念を適用してグループ報告企業に含まれる企業の範囲を決定する考え方である。リスク・経済価値モデルは、他の企業の活動がある企業の残余持分 (residual interest) に影響を及ぼす場合、当該他の企業をグループ報告企業に含めるという考え方である⁷⁾。

米国会計基準では、事業を営む一般的な企業には議決権の50%超という持株基準が適用され、変動持分事業体にはリスク・経済価値モデルが適用される。したがって、米国会計基準は支配企業モデルとリスク・経済価値モデルの双方に基づく考え方であるといえる。

国際会計基準では、①パワー、②リターン、③パワーとリターンの関連という3つの要素に基づいて、連結財務諸表に含める事業体 (事業を営む一般的な企業と組成された企業) が一つの支配概念に基づき連結される。したがって、国際会計基準は、基本的には支配企業モデルに基づく考え方であるが、リスク・経済価値モデルの考え方も勘案されている。

日本基準では、すべての企業に支配力基準が適用され、一定の特別目的会社には連結除外基準がある。したがって、日本基準は、支配企業モデルに基づく考え方であるといえる。

国際会計基準には、投資企業に関する連結の例外規定を除き、日本基準のような連結除外基準は存在しない。すなわち、日本基準における一定の特別

7) 山地 (2014)、pp. 136-138。

目的会社に適用される連結の例外規定に相当する規定はなく、組成された企業についても支配力基準により連結対象に含める必要がある。また、日本基準における一定のベンチャーキャピタルなどの投資企業に適用される連結の例外規定が存在するが、IFRS 第10号で定められている投資企業の定義と日本基準における一定の要件は同じではないので、両基準の適用結果に差異が生じる可能性がある⁸⁾。

日本基準には特別目的会社の例外規定があるが、この例外規定については、①特別目的会社の資産および負債情報が適切に示されない、②特別目的会社との取引が消去されない、③特別目的会社の取扱いについて幅のある解釈が行われている、という問題があるとの指摘がある⁹⁾。また、このような SPE の例外規定は、国際会計基準と米国会計基準にはない。国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からは、特別目的会社の例外規定は削除すべきであろう¹⁰⁾。

8) 新日本有限責任監査法人編 (2016)、p. 158。

9) 企業会計基準委員会 (2009)、56項。

10) 一方、次のような理由から、一定の要件を満たす特別目的会社に関する取扱いを、引き続き設けることが適当であるという意見もある (企業会計基準委員会 2009、57項)。

- ① 例えば、特別目的会社の負う債務が保有する資産以外には及ばない (ノンリコース債務) 場合、むしろ特別目的会社を連結の範囲に含めることにより、過大な資産および負債が計上されてしまうことになる。
- ② ある企業と関与のある特別目的会社であっても、意のままに当該特別目的会社を指揮できるわけではないため、一般的な子会社のように、当該企業と一体となって単一の組織体とみなすような支配従属関係とは異なる。このため、問題があるとされる指摘については、開示の見直しを図ることにより対応すべきである。
- ③ 我が国においては、実質的な支配力基準が既に広く採用されているものと考えられる。したがって、国際的な会計基準と異なり、ある企業の財務および営業の方針が事前に決定されており、かつ、自己の計算において当該企業の議決権を所有していない場合であっても、連結会計基準では、当該企業が連結の範囲に含まれることがあり得る。このため、一定の要件を満たす特別目的会社については、出資者等から独立しているものと判断することが適当であることも少なくないと考えられる。このため、一定の要件を満たす特別目的会社に関する取扱いを削除するのではなく、必要な要件や解釈を見直すことが適当である。
- ④ 特別目的会社が子会社に該当し連結対象とされた場合には、譲渡者の個別財務諸表上、売却とされた取引であっても連結財務諸表上は売却とされない処理となるため、消滅の認識要件とともに検討すべきである。

さらに特別目的会社の連結と金融資産の消滅の認識について、日本基準では、金融資産を特別目的会社に譲渡した企業は、まず、個別財務諸表上、金融資産の譲渡が消滅の認識要件（金融資産に対する支配の移転の要件）を満たすかどうかを判定する。その上で、金融資産を譲渡された企業（特別目的会社）が譲渡した企業の子会社に該当するかどうかを判定することになる。この場合、金融資産を譲渡された企業が特別目的会社の連結に関する例外規定の要件を満たせば、金融資産を譲渡した企業の子会社に該当しないことになる。したがって、金融資産を譲渡した企業は、個別財務諸表上、金融資産の譲渡が金融資産の消滅の認識要件を満たす場合、連結財務諸表上においても金融資産の消滅が認識されることになる。ただし、金融資産を譲渡された企業が特別目的会社の連結に関する例外規定の要件を満たさなければ、金融資産を譲渡した企業の子会社に該当する場合もある。その場合、金融資産を譲渡した企業は、個別財務諸表上、金融資産の譲渡が金融資産の消滅の認識要件を満たしていても、連結財務諸表上は金融資産の消滅が認識されないことになる¹¹⁾。

国際会計基準では、組成された企業を含めすべての子会社を支配力基準に基づいて連結した上で、金融資産の認識の中止が判定される。また、米国会計基準では、変動持分事業体はリスク・経済価値に基づいて連結すべきか否かが決定された後、金融資産の認識の中止が判定される。国際会計基準と米国会計基準では、連結範囲の決定基準における支配と資産の認識および認識中止における支配とを別個のものと捉え、まず連結の範囲を確定し、次いで資産の認識を中止することになる¹²⁾。したがって、日本基準でも、SPEを含む事業体の連結範囲を確定した上で、金融資産の消滅の認識要件を適用すべきであろう¹³⁾。

11) 企業会計基準委員会（2013）、p. 24 および監査・保証実務委員会実務指針第88号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A」Q13, A:(3) 参照。特別目的会社の連結と金融資産の消滅の認識については、威知（2015）、pp. 21-25 を参照。

12) 威知（2015）、p. 142。

日本基準では基本的に議決権の所有というパワーの要素を中心に連結の範囲が決定されており¹⁴⁾、リスク・経済価値の要素が考慮されていないので、現行の連結範囲の決定基準を特別目的会社に適用するのは難しい¹⁵⁾。一方、国際会計基準では組成された企業を含めたすべての企業に単一の支配概念に基づいて連結の範囲が決定されている。また、米国会計基準では事業を営む一般的な企業には持株基準により連結範囲が決定され、VIE はリスク・経済価値モデルにより連結範囲が決定される。したがって、国際的な会計基準では、リスク・経済価値の概念を反映した支配力基準になっているが、日本基準はリスク・経済価値の概念が反映されていない（図表1参照）ので、SPEの連結を考える場合には、リスク・経済価値の概念を反映した支配力基準が必要となるであろう。

図表1 支配力基準の適用に関するイメージ

日本基準	国際会計基準	米国会計基準
支配力基準 (企業会計基準第22号) (特別目的会社)	支配力基準 (IFRS 第10号)* - 事業を営む一般的な企業 ----- - 組成された企業	持株基準＝議決権の50%超 (ASC Topic 810) 変動持分事業体 (VIE) (ASC Topic 810)*

(注)* はリスク・経済価値の概念を反映していることを意味する。

(出所) 企業会計基準委員会 (2009)、p. 21 を加筆修正。

13) 威知 (2015)、p. 176。

14) 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」によれば、投資事業組合の場合は、基本的には業務執行の権限を用いることによって、支配力を判断することになり、出資者（出資以外の資金の拠出者を含む。）が投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、当該出資者からの出資額や資金調達額の状況や、投資事業から生ずる利益または損失の享受または負担の状況等によっては、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するものとして取り扱われることがあるので、リスク・経済価値の概念が一部取り入れられている。

15) 山地 (2014)、pp. 146-147。

IV むすび

SPE の連結に関する国際会計基準、米国会計基準、日本基準は国際的に統一されていない。本稿では、SPE の連結に関する日本基準はいかにあるべきかについて検討した。統治機関 (governing body) が存在しないか、あるいはたとえ統治機関が存在していても事業活動に関する意思決定権限が制限されているような SPE に関しては、議決権に基づき支配の存在を判定する方法は必ずしも有効ではなく、リスク・経済価値の概念を取り入れた支配力基準を適用する必要がある¹⁶⁾。

米国会計基準では、事業を営む一般的な企業と VIE は別個の基準に基づいて連結され、VIE の連結にあたってはリスク・経済価値の概念が取り入れられている。国際会計基準では、事業を営む一般的な企業と組成された企業は一つの支配概念に基づき連結されるが、国際会計基準ではパワーだけではなく、リターンの要素が考慮されるので、リスク・経済価値の概念が取り入れられている。これに対して、日本基準では、事業を営む一般的な企業と特別目的会社は一つの支配概念に基づき連結され、パワーの要素で連結されるので、リスク・経済価値の概念が取り入れられてない。したがって、SPE の連結を考慮すれば、連結範囲に関する日本基準には、リスク・経済価値の概念を取り入れるべきである。

(筆者は関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)

<参考文献>

- AICPA (1959), Accounting Research Bulletin No. 51, *Consolidated Financial Statements*.
FASB (1987), Statement of Financial Accounting Standards No. 94, *Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries*.
FASB (1991), Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*.
FASB (1994), *Preliminary Views on Major Issues Related to Consolidation Policy*.

16) 山地 (2003)、p. 29。

- FASB (1999), Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements: Purpose and Policy*.
- FASB (2000), Statement of Financial Accounting Standards No. 140, *Accounting for transactions and servicing of financial assets and extinguishments of liabilities – a replacement of FASB Statement No. 125*.
- FASB (2003a), FASB Interpretation No. 46, *Consolidation of Variable Interest Entities – an interpretation of ARB No. 51*.
- FASB (2003b), FASB Interpretation No. 46 (Revised), *Consolidation of Variable Interest Entities – an interpretation of ARB No. 51*.
- FASB (2009a), Statement of Financial Accounting Standards No. 166, *Accounting for Transfers of Financial Assets – an amendment of FASB Statement No. 140*.
- FASB (2009b), *Statement of Financial Accounting Standards No. 167, Amendments to FASB Interpretation No. 46(R)*.
- FASB (2020), Accounting Standards Codification (ASC) 2019-2020: as of October 31, 2019.
- IASC (2008), International Accounting Standards No. 27, *Consolidated and Separate Financial Statements*.
- IASB (2011), IFRS 10, Consolidated Financial Statements: IFRS 12, Disclosure of Interests in Other Entities. (IFRS 財団編企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 (2020) 『IFRS®基準<注釈付き>2020年1月1日現在で公表されている基準 PART A』中央経済社。
- IASB/FASB (2008), Discussion Paper, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*.
- IASC (1998), SIC Interpretation No. 12, *Consolidation – Special Purpose Entities*.
- 企業会計基準委員会 (2009) 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」。
- 企業会計基準委員会 (2013) 「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめに関する論点の整理」。
- 企業財務制度研究会 (1995) 『連結会計をめぐるアメリカ基準の動向』企業財務制度研究会。
- 新日本有限責任監査法人編 (2016) 『完全比較 国際会計基準と日本基準【第3版】』中央経済社。
- 威知謙豪 (2015) 『特別目的事業体と連結会計基準』同文館出版。
- 山地範明 (2003) 「FASB「変動持分事業体の連結」の考え方」『企業会計』第55巻第8号、25-31頁。
- 山地範明 (2014) 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンパジェンス』中央経済社。